附　則

１　この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年度の予算に係る補助金等から適用する。

２　令和七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

（略）			
二　住宅・建築物安全・優良ストック形成等事業費補助			
住宅・建築物防災力緊急促進事業（暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業、評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業を除く。）			
マンション総合対策モデル事業（老朽マンション対策モデル事業に限る。）			
三　市街地住宅関連事業推進費補助			
スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業に限る。）			
（略）			
	水道施設整備費	水道施設整備費補助	都道府県若しくは政令指定都市が施行するものを除く。
	離島振興事業費		
	北海道開発事業費		
	沖縄開発事業費		
	水道施設整備費	北方領土隣接地域振興等事業補助率差額	
（略）			

２

（略）			
（略）			
会計	項	目	摘要
一般会計	（略）		
	水道施設整備費	水道施設整備費補助	１の表に掲げるものを除く。
	離島振興事業費		
	北海道開発事業費		
	水道施設整備費	北方領土隣接地域振興等事業補助率差額	
（略）			

（略）			
二　住宅・建築物安全・優良ストック形成等事業費補助			
住宅・建築物防災力緊急促進事業（暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業、評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業を除く。）			
マンション総合対策モデル事業（老朽マンション対策モデル事業に限る。）			
三　市街地住宅関連事業推進費補助			
スマートウェルネス住宅等推進事業（地域生活拠点型再開発事業に限る。）			
（略）			
	水道施設整備費	水道施設整備費補助	都道府県若しくは政令指定都市が施行するものを除く。
	離島振興事業費		
	北海道開発事業費		
	沖縄開発事業費		
	水道施設整備費	北方領土隣接地域振興等事業補助率差額	
（略）			

２

（略）			
（略）			
会計	項	目	摘要
一般会計	（略）		
	水道施設整備費	水道施設整備費補助	１の表に掲げるものを除く。
	離島振興事業費		
	北海道開発事業費		
（略）			